

12月3日～9日

障害者週間

福祉児童課 内線 224

12月9日は障害者の日です。

「障害者週間」は障害者の方に対する理解と意識をより高めるために定められました。そこで、2か月にわたり様々な福祉制度をお知らせします。この機会に、障害者の方の自立と参加に対する住民のみなさんのご理解とご協力をお願いします。今月は「障害者の手当」についてです。

愛知県在宅重度障害者手当

在宅の重度障害者の方に手当を支給しています。

- ①身体障害者1～2級でI Q 35以下の方 月15, 500円
 - ②身体障害者1～2級の方又は、I Q 35以下の方 月6, 750円
 - ③身体障害者3級でI Q 50以下の方 月6, 750円
- ※②③は、65歳以上で新たに障害者となった方は除きます。

扶桑町心身障害者扶助料

心身障害者の方に扶助料を支給しています。(ただし、施設に入所の方は除きます。)

- 身体障害者
 - 1・2級 月4, 000円
 - 3・4級 月3, 500円
- 知的障害者
 - I Q 35以下 月4, 000円
 - I Q 50以下 月3, 500円
- 精神障害者
 - 1級 月4, 000円
 - 2級 月3, 500円
- 戦傷病者
 - 特別項症から第7項症 月1, 500円
 - 第1款症から第5款症 月1, 500円
 - 第1目症から第4目症 月1, 500円

扶桑町難病患者見舞金

難病の方の福祉の向上を図るため見舞金を年1回12月に支給しています。(扶桑町心身障害者扶助料受給者は除きます。)

扶桑町在宅重度障害者介護手当

18歳以上65歳未満の常時臥床の状態にある在宅重度障害者を常時介護している方に1人につき月額5, 000円の介護手当を支給しています。

扶桑町原子爆弾被爆者受診費補助金

原子爆弾被爆者で被爆者健康手帳の交付を受けている方で、広島及び長崎市内の病院に受診する為に必要な費用の一部を補助しています。

特別障害者手当

次のいずれかに該当する20歳以上の障害者(施設入所者及び長期入院者を除く)に手当を支給しています。

- ①身体障害者2級(二部を除く)以上の障害を重複して有する方
- ②身体障害者2級(二部を除く)以上の障害を有する方で、I Q 20以下の方もしくは常時介護が必要な精神障害を有する方
- ③身体障害者2級(二部を除く)以上の障害を有する方又はI Q 20以下の方もしくは常時介護が必要な精神障害を有する方で、他に身体障害者3級相当の障害を2つ以上有する方

障害児福祉手当

次のいずれかに該当する20歳未満の障害者(障害を事由とした年金受給者及び施設入所者を除く)に手当を支給しています。

- ①身体障害者1級(2級の一部を含む)の障害を有する方
- ②I Q 20以下の方
- ③右記と同程度の障害又は病状で、常時介護が必要な方
- 国制度分 月14, 880円
- 県制度分 特に重度な方に国制度分に加算して支給
- 身体障害者1～2級の障害を有し、I Q 35以下の方 月6, 850円
- 身体障害者1～2級の障害を有する方又はI Q 35以下の方 月1, 050円

障害児福祉手当

次のいずれかに該当する20歳未満の障害者(障害を事由とした年金受給者及び施設入所者を除く)に手当を支給しています。

- ①身体障害者1級(2級の一部を含む)の障害を有する方
- ②I Q 20以下の方
- ③右記と同程度の障害又は病状で、常時介護が必要な方
- 国制度分 月14, 880円
- 県制度分 特に重度な方に国制度分に加算して支給
- 身体障害者1～2級の障害を有し、I Q 35以下の方 月6, 900円
- 身体障害者1～2級の障害を有する方又はI Q 35以下の方 月1, 150円

特別児童扶養手当

次のいずれかに該当する20歳未満の障害者を育てている方に手当を支給しています。

- ①I Q 35以下程度又は身体障害者1～2級程度の方、もしくは同程度の障害又は病状を有する方 月52, 500円
- ②I Q 50以下程度又は身体障害者3級(4級の一部を含む)程度の方、もしくは同程度の障害又は病状を有する方 月34, 970円

児童扶養手当

ひとり親の家庭、父又は母に重度の障害のある家庭等で18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある児童(児童に政令で定める程度の障害がある場合は20歳未満)を育てている方に手当を支給しています。

- 月43, 160円～10, 180円 (児童が2人以上いる場合は、2人目は月10, 190円～5, 100円、3人目以降は1人につき月6, 110円～3, 060円加算)

愛知県遺児手当

ひとり親の家庭、父又は母に重度の障害のある家庭等で18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある児童を育てている方に手当を支給しています。支給期間は最大限5年間です。支給開始後(児童1人につき) 1～3年目：月4, 350円 4～5年目：月2, 175円

扶桑町遺児手当

ひとり親の家庭、父又は母に重度の障害のある家庭等で18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある児童を育てている方に手当を支給しています。

- ・児童1人につき 月3, 000円
- *各種手当については所得制限・併給制限があります。

建物の新築又は取り壊しをされた方へ

固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日現在の利用状況で課税されます。住宅を新築された場合、敷地として利用している土地については、申請により固定資産税・都市計画税を軽減する特例措置を受けることができます。まだ申請をされていない方は、1月29日までに申請の手続きをお願いします。なお、家屋調査をさせて頂いた方につきましては、その際に申請書をお渡ししております。

税務課 内線264

住宅、車庫、倉庫等の建物の全部又は一部を取り壊された場合、家屋取り壊しの届出をされないとい引き続き固定資産税が課税されてしまいますので、税務課へご連絡をお願いします。なお、建物滅失登記をされた方は、連絡の必要はありません。

人権擁護委員の委嘱

このたび、本町の人権擁護委員として、令和2年10月1日付で櫻木洋典氏が法務大臣から委嘱されました。扶桑町では4名の人権擁護委員の方が、人権侵害などの相談、小学生を対象にした人権教室の開催など、広く人権意識の高揚のために活動しています。

住民課 内線249

12月4日～10日は人権週間『誰か』のことじゃない

12月4日(金)から10日(木)までは、「第72回人権週間」です。隣近所のもめごと、家族間の問題、体罰やいじめ、職場におけるセクハラ、DV等でお悩みの方は、相談を左記のとおり行いますので、お気軽にご相談ください。相談は無料で秘密は厳守します。

特設人権相談所の開設

日常生活の中で、これは人権問題ではないだろうかと感じたり、法律上どのようなになるか分からない場合、人権相談所にご相談ください。

- ▼日時 12月4日(金) 午後1時30分～4時 (予約不要)
- ▼場所 総合福祉センター
- ▼相談員 人権擁護委員

新成人を祝う会の開催について

生涯学習課 ☎(93) 5200

令和3年1月10日(日)に、扶桑文化会館で、新成人を祝う会を開催します。今年度は新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、2部制で行います。

▼扶桑北中学校区	開場	午前9時30分
	開会	午前10時
▼扶桑中学校区	開場	午後0時30分
	開会	午後1時

ご来場の際は、マスク着用をお願いします。ご家族・一般の方は入場できませんのでご了承ください。

▼主催 扶桑町新成人を祝う会実行委員会 扶桑町・扶桑町教育委員会